

## 豊田市違反広告物追放活動 申請書類の書き方

### 【記入上の注意事項】

#### ( 1 ) 活動団体認定申請書

- ・ 団体名は、わかりやすい名前を付けてください。企業などの法人が、法人としてこの活動に参加される場合は、団体名を企業名（法人名）としてください。なお、企業内のグループとして法人活動外で参加する場合は、企業名としないください。
- ・ 活動地域は、小学校区を基本とします。活動団体の規模等により活動範囲を小学校区としない場合は具体的な活動地域を枠内に記入するとともに、活動場所図（様式自由）をお付けください。
- ・ 認定期間は空欄で結構です。ただし、団体の存続期間が3年未満の場合、登録廃止予定日を記入してください。

#### ( 2 ) 活動員になろうとする者の名簿

- ・ 活動員になる方の、氏名・住所・電話番号・生年月日を記入してください。
- ・ 法人として活動する場合は、名簿の提出は不要です。（代わりに、登記簿謄本の写しを提出してください。）

#### ( 3 ) 活動計画書

- ・ 活動日時をあらかじめ決めて、記載例を参考にして、記入してください。

#### ( 4 ) 一時保管場所図

- ・ 一時保管場所は原則として、団体や活動員が所有又は管理する場所としてください。
- ・ 住宅地図などを利用して、保管場所を示す図（様式自由）を付けてください。
- ・ 除却した広告物を市役所に持ち込む場合は不要です。

違反広告物追放活動団体認定申請書(新規・更新)

平成17年 4月10日

豊田市長様

(申請者)・団体名 南町かたづけ隊  
・代表者氏名 豊田太郎  
住所 豊田市南町3-60  
電話 0565-34-6620

豊田市違反広告物追放活動制度要綱の規定に基づき、下記のとおり  
違反広告物追放活動団体として認定を申請します。

記

1 活動地域 ( 拳母 ) 小学校区

小学校区を活動単位としない場合は、具体的な活動地域をお書きください。

2 活動員 5 名

3 認定期間 平成17年 7月 1日 ~ 平成20年 6月31日

4 添付書類(更新の場合で、認定内容に変更がなければ不要です。)

(1) 追放活動員になろうとする者の名簿(法人以外の場合)

又は 登記簿謄本の写し(法人の場合)

(2) 追放活動計画書

(3) 一時保管場所図

(4) 活動場所図(活動場所が小学校区単位の場合は不要です。)



## 違反広告物追放活動計画書

(団体等の名称) 南町かたづけ隊

代 表 者	(ふりがな) とよだ たろう 氏 名 豊 田 太 郎
	連絡先(自宅) 南町3 - 60 (電話) 0565 - 34 - 6620 (FAX) 0565 - 32 - 9479 (Eメール) xxxx@xxxx.yyyyyy.zzzzzz
	連絡先 豊田市西町5 - 555 (勤務先) ○×商事(株) 総務課 (電話) 0565 - 12 - 3456 (FAX) 0565 - 98 - 7654 (Eメール) aaa@aaaa.bbbbbb.ccccccc
活動日時	毎月第4日曜日と年2回の環境美化の日(6、9月)に 午前10時から1時間程度活動する。
活動地域	拳母小学校区
活動方法(どのような体制で活動されるか、できるだけ具体的に記入してください。)	
南町自治区の環境委員と町内の有志で組織する団体なので、拳母小学校区のうち南町自治区内を巡回し、活動をする。特に、小学校周辺は毎回巡回と除却活動をする。	
除却広告物の保管と回収方法(該当する番号に丸をつけてください。)	
(1) 市役所へ直接持ち込む	
(2) 団体の一時保管場所に一時保管する	
一時保管場所所在地 南町3 - 333	
保管場所の名称と保管位置 南町区民会館のリサイクル倉庫の横	
保管場所に関する連絡先 0565 - 32 - 3232 (南町区民会館 事務所電話)	

